型枠支保工　コンクリート打設前の点検表

労働安全衛生規則 第244条＝打設の日、その日の作業を始める前に型枠支保工を点検し、異状があれば補修する

工事名		**工事場所**	
打設する部位		**支保工の種類**	パイプサポート・鋼管枠など
点検日	年　月　日	**点検の時刻**	：　～　：
点検者		**作業主任者**	
結果の数			

点検する事項と結果

結果＝良／要補修／対象外。要補修が1つでもあれば、補修してから打設する

No.	点検する事項（見るところの例）	根拠	結果	異常の内容	補修と確認
1	組立図のとおりか 支柱・はり・つなぎ・筋かいの配置、接合の方法、寸法が組立図と同じか	第240条			
2	支柱の沈下を防ぐ措置 敷角・敷板が入っているか。地盤や下の床がゆるんでいないか	第242条一号			
3	支柱の脚部の滑動を防ぐ措置 脚部の固定、根がらみの取付けとクランプのゆるみ	第242条二号			
4	支柱の継手 突合せ継手か差込み継手か	第242条三号			
5	接続部・交差部の緊結 鋼材どうしの接続部・交差部がボルト・クランプで締まっているか	第242条四号			
6	パイプサポートの継ぎ方 3本以上継いでいないか。継ぐ時は4本以上のボルトか専用の金具か。高さ3.5mを超える時は水平つなぎ	第242条七号			
7	水平つなぎ・筋かい 水平つなぎ・交差筋かい・布枠がそろい、ずれていないか（鋼管・鋼管枠・組立て鋼柱）	第242条六・八・九号			
8	支柱の上端の固定 はり・大引きを載せる上端の端板・添え物の固定	第242条六号ロほか			
9	曲面の型枠の浮き上がり 控えの取付けなど浮き上がりを防ぐ措置	第242条五号			
10	段状に組んだ支保工 敷板・敷角を2段以上はさんでいないか・継いだ所の緊結・支柱の固定	第243条			
11	材料の傷み 著しい損傷・変形・腐食のある材料が使われていないか	第237条			
12	作業中止の措置 打設の途中で異状が出た時の合図・止め方・退避を決め、作業員に伝えたか	第244条二号			

作業中止の決め事	異状を見た時の合図・止め方・退避の道
打設の開始	

コンクリートの打設の作業を行うときは、その日の作業を始める前に型枠支保工を点検し、異状を認めたときは補修します（労働安全衛生規則 第244条一号）。作業中に異状が出た時に作業を止める措置も、あらかじめ決めておきます（同 二号）。点検の事項は第240条（組立図）・第242条（措置）・第243条（段状）・第237条（材料）の決まりから選んだ目安です。この点検の記録を残す決まりは条文にありませんが、残しておくと点検したことを後から示せます。

型枠支保工　組立て・解体の作業の確認

労働安全衛生規則 第245条（作業の措置）・第246条（作業主任者の選任）・第247条（作業主任者の職務）

工事名		**作業**	組立て ・ 解体
作業日	年　月　日	**天気・風**	
作業主任者		**作業者**	

確かめる事項 結果＝済／要対応／対象外

No.	確かめる事項（見るところの例）	根拠	結果	したこと・気づいたこと
1	作業主任者の選任 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した人を選び、名前を周りに知らせたか	第246条		
2	作業の方法と指揮 作業の方法を決め、作業主任者がその場で直接指揮しているか	第247条一号		
3	材料・器具・工具の点検 材料の欠点の有無と器具・工具を点検し、不良品を取り除いたか	第247条二号		
4	墜落制止用器具・保護帽 作業中、墜落制止用器具等と保護帽を使っているかを見ているか	第247条三号		
5	立入禁止 作業の区域に関係者以外が入らないよう、見やすい所に表示したか	第245条一号		
6	悪天候 強風・大雨・大雪などで危ない時に作業を止めたか	第245条二号		
7	材料の上げ下ろし 材料・器具・工具をつり綱・つり袋で上げ下ろししているか	第245条三号		

作業主任者の確認	

型枠支保工の組立て・解体の作業は、技能講習を修了した型枠支保工の組立て等作業主任者を選び（第246条）、作業の方法の決定と直接の指揮、材料と器具・工具の点検、墜落制止用器具等と保護帽の使用状況の監視をさせます（第247条）。あわせて立入禁止・悪天候の時の中止・つり綱やつり袋の使用の措置をとります（第245条）。

無料のひな形と書き方：moekikozawa.com/apps/genba-report/katawaku-shihoko-tenkenhyo-template/